

「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」等の一部改正について

1. 改正の背景

自動車の燃費については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）及びその関係法令等により、製造事業者及び輸入事業者に対して、事業者各社における平均燃費値が基準値（※1）を下回らないようにすることを求めている。

重量車（※2）の燃費基準については、平成27年度を目標年度とした基準を平成18年に導入し全事業者が基準を達成したところであるが、新たな基準について、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会自動車判断基準ワーキンググループ（経済産業省）及び交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動車燃費小委員会（国土交通省）の合同会議において平成28年12月に審議を開始し、平成29年12月にとりまとめがなされた（とりまとめは国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/common/001213816.pdf> 参照）。

今般、当該とりまとめを踏まえ、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省・国土交通省告示第2号）、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成18年国土交通省告示第350号）等について、重量車の新たな燃費基準を定める等の改正を行うこととする。

※1 トップランナー方式（基準年において商品化されている自動車のうち最も燃費性能が優れているものをベースに、技術開発の見通し等を踏まえて基準値を定める方式）により経済産業大臣及び国土交通大臣が定めている値。

※2 乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン超の乗用自動車及び車両総重量3.5トン超の貨物自動車

2. 改正の概要

（1）乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成27年経済産業省・国土交通省告示第1号）の一部改正（経済産業省と共管）

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・重量車の燃費基準について、平成37（2025）年度を目標年度とする新たな基準を定める（とりまとめP.3～P.6参照）。
- ・燃費値等を表示するものとして、既に規定されているカタログのほか、「自動車の選定にあたり自動車ユーザーに提示する資料」を定める（とりまとめP.6～P.7参照）。

（2）自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法の一部改正

重量車の燃費値について、新たな算定方法を定める（とりまとめP.3参照）ほか、所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公 布：平成31年3月29日

施 行：公布の日